

業務及び財産の状況に関する説明書類  
第 41 期

〔 2024 年 7 月 1 日から  
2025 年 6 月 30 日まで 〕

公衆縦覧開始日 2025 年 9 月 8 日

有限責任 あずさ監査法人

## 目 次

I. 業務の概況	3
1. 監査法人の目的及び沿革	3
(1) 当監査法人の目的	3
(2) 当監査法人の沿革	3
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別	3
3. 業務の内容	3
(1) 業務概要	3
(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項	4
(3) 監査証明業務の状況	4
(4) 非監査証明業務の状況	4
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	4
(1) 業務の執行の適正を確保するための措置	4
(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況	5
(3) 業務の品質の管理の状況等の評価	6
(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置	16
(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー）を受けた年月	17
(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認	17
5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項	17
6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項	17
(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称	17
(2) 当該業務上の提携を開始した年月	17
(3) 当該業務上の提携の内容	17

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要 .....	17
II. 社員の概況 .....	18
1. 社員の数 .....	18
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成 .....	18
III. 事務所の概況 .....	19
IV. 監査法人の組織の概要 .....	20
V. 財産の概況 .....	21
1. 売上高の総額 .....	21
2. 直近の二会計年度の計算書類 .....	21
3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書 .....	21
4. 供託金等の額 .....	21
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容 .....	21
VI. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称 .....	22
<b>【別添】</b>	
直近の二会計年度の計算書類 .....	29
・ 計算書類に係る監査報告書（2024年6月期） .....	39
・ 計算書類に係る監査報告書（2025年6月期） .....	42

## I. 業務の概況

### 1. 監査法人の目的及び沿革

#### (1) 当監査法人の目的

当監査法人は、次の各号の業務を行うことを目的としています。

- ① 財務書類の監査又は証明の業務
- ② 財務書類の調製又は財務に関する調査、立案もしくは相談の業務
- ③ 会計士補及び公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

#### (2) 当監査法人の沿革

当監査法人の沿革は、次のとおりです。

- |            |   |
|------------|---|
| 1985年7月1日  | 監査法人朝日新和会計社設立                             |
| 1993年10月1日 | 井上斎藤英和監査法人(1978年4月5日設立)と合併し、名称を朝日監査法人とする。 |
| 2004年1月1日  | あずさ監査法人(2003年2月26日設立)と合併し、名称をあずさ監査法人とする。  |
| 2010年7月1日  | 有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする。          |

### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当監査法人は、公認会計士法第1条の3第4項に定める有限責任監査法人です。

### 3. 業務の内容

#### (1) 業務概要

有限責任 あずさ監査法人は、全国主要都市に約7,000名の人員を擁し、監査証明業務をはじめ、財務会計アドバイザー、内部統制アドバイザー、ESGアドバイザー、規制対応アドバイザー、IT関連アドバイザー、デジタル・データ関連アドバイザー、スタートアップ関連アドバイザーなどの非監査証明業務を提供しています。

金融、テレコム・メディア、テクノロジー、パブリック、消費財・小売、ライフサイエンス、自動車等、産業・業種(セクター)ごとに組織された監査統轄事業部による業界特有のニーズに対応した専門性の高いサービスを提供する体制を有するとともに、KPMGインターナショナルのメンバーファームとして、142の国と地域に広がるネットワークを通じ、グローバルな視点からクライアントを支援しています。

当期の監査証明業務に係る被監査会社数は3,255社(前期末比115社減少)、監査証明業務収入は99,047百万円(前期比5,738百万円増加)となりました。また、非監査証明業務収入は32,384百万円(前期比4,325百万円増加)となりました。

この結果、監査証明業務収入と非監査証明業務収入を合わせた当期の業務収入総額は131,431百万円(前期比10,063百万円増加)となりました。

## (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

株式会社KPMG FASとの合併会社「株式会社KPMG Forensic & Risk Advisory」を新設

当監査法人と株式会社KPMG FASの共同出資により、フォレンジック専門のリスクコンサルティング会社「株式会社KPMG Forensic & Risk Advisory」を設立、2025年4月1日より事業を開始しています。有事発生時の迅速な対応とその後の再発防止、平時からの予防・検知の支援を通して、日本企業のインテグリティ(誠実性)のある経営基盤の構築を実現するとともに、企業価値・ブランド価値の毀損を防ぎ資本市場の信頼性向上に貢献します。

## (3) 監査証明業務の状況

※2025年6月30日現在

(会計年度末日)

種 別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	628社	609社
② 金商法監査	25社	12社
③ 会社法監査	1,369社	267社
④ 学校法人監査	35社	—
⑤ 労働組合監査	11社	—
⑥ その他の法定監査	576社	63社
⑦ その他の任意監査	611社	3社
計	3,255社	954社

## (4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数	対前年度増減
大会社等	692社	16社
その他の会社等	1,121社	▲88社

## 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

### (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人は、公認会計士法第34条の13第1項及び公認会計士法施行規則第25条第1項の規定に則り、法人の業務執行の適正を確保するための体制を以下のとおり、整備しています。

#### ① 経営の基本方針

当監査法人は、「監査及び会計サービスを通じ、情報の信頼性を確立するとともに、良き変革を促し、公正な社会の実現と、経済の健全な発展に貢献する。」ことを基本理念として定めています。また、KPMGインターナショナルのメンバーファームの一員として、自らの存在意義(Purpose)に「社会に

信頼を、変革に力を(Inspire Confidence, Empower Change.)という理念を掲げるとともに、全ての構成員が共有すべき価値(Values)を行動指針として示しています。これらのPurposeとValuesに基づく私たちが目指す姿(Vision)を、「常に選ばれる存在であること(The Clear Choice)」と定め、それを達成するための戦略(Strategy)を策定しています。

## ② 経営管理に関する措置

当監査法人は、「社員会」を最高決議機関とし、「経営評議会」が法人経営上の重要な意思決定に関与すること等を通じて経営を監督し、「専務理事会」が経営に関する意思決定を行っています。また、監督・評価機関として、「経営監視委員会」が法人経営の監視と監査品質向上のための取組の実効性の評価を行い、さらに独立性を有する外部委員及び内部委員により構成される「公益監視委員会」が、公益性の観点から法人経営の監視を行うことでガバナンスを強化しています。

また、その下部組織として、監査・アドバイザーなどのプロフェッショナル業務を担う統轄事業部と、それらの統轄事業部を管理・サポートする本部組織を設けています。

なお、経営／執行を担う理事長、専務理事及び執行理事、並びに監督・評価の役割を担う経営監視委員は、社員による選挙を経て選任されます。

これらのガバナンス体制及び業務執行体制の適正性を確保するため、「社員会規程」、「経営評議会規程」、「理事長、専務理事及び執行理事規程」、「経営監視委員会規程」、「公益監視委員会規程」、「法人役職者選挙細則」等の規程を設けています。

## ③ 法令遵守に関する措置

社員・職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、基本理念及び倫理行動規範を制定しています。

各種規程の制定及び周知を通じて、社員・職員が法令等を遵守することを確保するための体制を整備しています。

法人業務に関連したコンプライアンスに関する事項及び法人全体のリスクに関する事項についてモニタリングを行うため、外部委員も含めた、リスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

社員・職員による当監査法人内外の法令、関係規則、諸規程等に違反する、又はそのおそれのある行為に関する内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を整備し、コンプライアンス活動の実効性を高めています。また、法令等の違反行為又は違反するおそれのある行為(不正・粉飾、公認会計士の独立性、インサイダー取引等)に関する情報を、法人内外から広く収集するために通報窓口を設置しています。

なお、毎年9月7日を「コンプライアンスを考える日」と定め、監査法人及び公認会計士として社会の信頼に応えるために高い倫理観を保持することの重要性を全構成員が再認識する機会を設け、倫理行動規範の遵守に努めています。

- (2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士(以下「専担者」という。)の選任

## の状況

### ① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当監査法人は、組織上、監査統轄事業部から独立した品質管理部署を設置しています。

### ② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理に関する各部署と監査統轄事業部の兼務者が存在しますが、重要な判断を行う場合には、以下のように独立性を確保する措置を講じています。

- 専門的な見解の問合せについて、問合せ対象年度又は直近の一定会計期間における業務執行社員等である場合、回答者・承認者を担当できないこととしています。
- 上級審査について、問合せ対象年度又は直近の一定会計期間における業務執行社員等である場合、上級審査員を担当できないこととしています。

## (3) 業務の品質の管理の状況等の評価

### ① 基準日(会計年度中の一定の日)

2024年9月30日

### ② 業務の品質の管理の目的

当監査法人は、KPMGネットワークのメンバーファームとして、社会に信頼をもたらし、変革に力を与えることを存在意義としています。特に、会計監査に関する業務については、業務の提供を通じて情報の信頼性を確立するとともに、良き変革を促すことで、公正な社会の実現と経済の健全な発展に貢献することを使命としています。

当監査法人は、業務の品質管理に当たって、こうした使命を果たすことを目的としています。

### ③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

#### (当監査法人の品質の管理の方針)

当監査法人は、当監査法人の保証業務等が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等(注)に準拠して適切に実施され、状況に応じた適切な報告書が発行されることについて合理的な保証が提供されるように、品質管理システムを整備・運用しています。

(注)具体的には、公認会計士法、会社法、金融商品取引法などの関係法令、企業会計審議会が公表する監査基準、監査に関する品質管理基準及び監査における不正リスク対応基準(法令により適用が認められる場合に限り)、日本公認会計士協会(JICPA)が公表する会則、倫理規則、独立性に関する指針、その他の倫理に関する規定、監査基準に関する報告書、及び当監査法人がメンバーファームとなっているKPMGインターナショナルの方針及び手続等を指す。

#### (当監査法人の品質の管理の実施体制)

当監査法人では、品質管理システムに関する最高責任者を理事長とするほか、品質管理システ

ムの整備及び運用に関する責任を有する者を専務理事(品質管理統轄)としています。また、独立性に係る要求事項の遵守に関する責任者として独立性担当パートナーを選任しているほか、モニタリング及び改善プロセスに関する責任者として専務理事(リスクマネジメント統轄)のもと、リスクマネジメント本部長を選任しています。

さらに、業務の実施及び品質管理に関する者がそれぞれの役割を適切に果たすことができるよう、「4つのディフェンスライン」がそれぞれどのような役割と責任を有するかを明らかにするとともに、それを可能にするための実施体制を構築しています。

当監査法人が「4つのディフェンスライン」と呼んでいる組織的な品質管理体制は、「経営責任者等(理事長及び専務理事)」、「品質管理の各部署」、「監査統轄事業部」及び「監査チーム」の4つの階層が、それぞれ監査品質に対する自らの責務を果たし、漏れのない組織的な管理体制を築くことで、監査品質に万全を期すものです。また、4つのディフェンスラインを通して、経営責任者等の経営方針を各監査チームまで浸透させ、あるいは各監査現場からの情報が経営責任者等に伝達・共有されます。

## ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

### (コンプライアンス体制)

当法人のコンプライアンス体制は、リスク・コンプライアンス委員会が監督、モニタリング機能を担い、コンプライアンス統轄室が執行機能を担っています。具体的には、リスク・コンプライアンス委員会では、法人業務に関連したコンプライアンスに関する事項及び法人全体のリスクに関する事項についてモニタリングを行い、その結果を専務理事会へ報告しています。また、コンプライアンス統轄室は、リスク・コンプライアンス委員会の決定に基づき、倫理行動規範の改定、倫理・コンプライアンス研修の実施、ACSA(AZSA Compliance Self-Assessment)活動による潜在リスクの洗い出し、コンプライアンス・ホットラインへの対応等を行っています。

### (独立性及び倫理)

当監査法人では、「KPMGの独立性に関する方針」、「公認会計士法その他の関連法令」、「日本公認会計士協会(JICPA)の倫理規則」等を反映した独立性の保持に関する倫理規則等により、法人の独立性、個人レベルでの独立性、退職後の関係、パートナー及び補助者のローテーション、監査証明業務・非監査証明業務の提供可否に関する承認等について方針及び手続を定め、全てのパートナー及びプラクティス職に対して独立性に関する研修の受講や宣誓を義務付け、その周知、徹底を図ること、個人の経済的独立性に関する調査を行い、独立性の遵守状況に関する監視等を行っています。

また、監査関与先に対する法人の独立性は、全世界のKPMGが提供する全ての業務で担保される必要があります。このためKPMGでは、監査証明業務・非監査証明業務を問わず全ての業務の契約に当たって、監査責任者であるエンゲージメントパートナーが、独立性に関する職業倫理の規程に照らして業務提供の可否を確認しています。

### (独立性に関する確認システム(法人レベル))

KPMGでは、監査証明業務・非監査証明業務を問わず全ての業務開始に当たってKPMGの独立性確認システム(センチネル)への登録が義務付けられており、センチネルを利用して監査エンゲージメントパートナーは独立性に関する職業倫理の規程に照らした業務提供の可否を網羅的に判断しています。すなわち、センチネルでは、監査対象会社及び企業グループに対する世界中の全ての提供予定業務が登録されており、管理責任を有する監査エンゲージメントパートナーによる独立性の確認及びリスクマネジメント部による利益相反についての確認が行われ、監査法人として、独立性違反や利益相反が生じる業務の契約受嘱を回避しています。

### (パートナー及び補助者のローテーション)

当監査法人のパートナーは、公認会計士法等の法令や日本公認会計士協会(JICPA)の倫理規則等の諸規則及び当監査法人の方針(KPMGインターナショナルの方針を含む)において定められる、監査証明業務に関与するパートナーの最長関与期間に係る制限を受けます。この規制は、パートナーの監査関与先に関する関与年数(社会的影響度が特に高い会社については業務執行社員就任前の期間を含む)に制約を設けています。

当該パートナーは、関与を終了した後のクーリングオフ期間中において、従前の監査関与先について引き続き監査に携わること、審査員に就任すること、専門的な見解の問合せ等に係わること、監査の結果に影響を及ぼすこと、監査関与先での専門業務の指揮及び調整、法人と監査関与先との関係の監視又は監査関与先の経営陣・監査役等との重要又は頻繁な交流は禁じられています。

また、社会的な影響度が特に高い会社の監査において長期の連続関与から生じる馴れ合い等により独立性が損なわれることがないように、パートナー、監査補助者、チーム全体の独立性に関する追加ルールを設定しています。

### (インサイダー取引の防止)

当監査法人では、インサイダー取引を防止する目的で、パートナー及び職員に対して、研修の受講、法令等への遵守に関する誓約書の提出の義務付け、監査関与先への投資の禁止・制限、保有有価証券等のオンラインツールへの登録の義務付け等を行うことで、インサイダー取引の発生を防止しています。

### (情報セキュリティ体制)

監査関与先の機密情報を扱う監査法人にとって重要な課題である情報セキュリティを保持するため、当監査法人では、情報セキュリティの幅広い領域について明確な方針を定めています。

倫理行動規範に関する研修の受講及び年次での宣誓書等の確認プロセスを通じて、パートナー及び職員に対して監査関与先の機密情報を厳正に管理することの重要性を伝達しています。また、監査調書その他の業務に関連する記録の取扱いは、関連する倫理規程、その他の規制機関の基準、法令等に従って、調書保存期間・方法等に関する方針を定めています。

データ・プライバシーに関する方針は、個人情報の取扱いを管理するために我が国の個人情報

保護法をはじめとする適用法令等に準拠して定められ、パートナー及び職員の研修受講が要求されています。

PCを含む全てのシステムは、KPMGのGlobal Security Operation Center(GSOC)のセキュリティスペシャリストにより、リアルタイムにセキュリティ監視が行われており、インシデント発生時には当監査法人と連携して対応しています。

#### イ. 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新時には、契約締結前に独立性を遵守していることを確認するとともに、受嘱予定の企業について、経営者の姿勢(マネジメント・インテグリティ)、ガバナンスの状況、役員等が反社会的勢力等でないことの各種情報による確認を含む背景調査、会計上・監査上の論点についてリスク評価を行い、その結果に応じて法人内での適切な承認を得ることとしています。また、全ての監査関与先に対して最低1年に1度の頻度でリスク評価の見直しを実施し、マネジメントや株主の交代、重大な事件の発生等、監査関与先のリスク要因に変化の兆候がある場合には、速やかに再評価を行うこととしています。

リスク評価に係る情報はデータベースで一元管理しており、パートナーが交代した場合でも、不正リスクを含む監査上の重要な事項は次の担当パートナーに適切に伝達されます。

#### ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

監査チーム編成の管理単位である事務所・監査統轄事業部等の責任者は、各業務に必要な知識、スキル、監査関与先の属する業種の経験等を考慮の上、パートナー(監査責任者)及びプラクティス職を指定して、監査チームを編成します。一定の条件に該当する社会的影響度の大きな監査関与先については、法人として適切なチーム編成となるように、パートナーの指定を専務理事会の承認事項としています。指定されたパートナーは、担当する監査チームが、適用される法令等や各基準に準拠して監査証明業務を適切に実施し得る知識、能力及び適性を有していることを確認します。

さらに、監査の過程において、ITの複雑なプロセスや税務、金融、年金、事業評価等の専門知識を必要とする取引、不正の発生等が認識された場合には、そのリスク評価に応じて、当監査法人内又はKPMGメンバーファームの特定のチームメンバー又は会計及び監査以外の専門知識を有する専門家を関与させます。

#### エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

当監査法人は品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、業務運営に関する適切な人的資源、テクノロジー資源及び知的資源の取得、開発、利用、維持、配分、割当てに適時に対処するための品質目標を設定するとともに、これに関する品質リスクに対処しています。

##### (ア) 社員の報酬の決定に関する事項

当監査法人の社員の報酬は、毎年「パートナー業務評価規程」に基づく業績評価及び能力査定の結果等を勘案し、パートナー報酬規程に従い決定します。

報酬は、役職、役割、スキル等に基づき決定された「所属バンド制」により運営され、年次考課に基づき算定されたポイントを各バンドのポイント幅の範囲内において付与し、ポイントにポイント単価を乗じて報酬額が確定します。なお、品質・コンプライアンス項目や外部検査等の結果が「不備あり」に該当する場合は、年次考課時において慎重に検討の上、評価・報酬への反映を行っています。

理事長、専務理事並びに会長及び上級審査会会長(役職経験者含む)の報酬については、経営監視委員会の小委員会である報酬諮問委員会が、報酬決定プロセスを審査します。

なお、独立性に関する方針に従い、社員の業績評価には自らの監査関与先に対する非監査証明業務の提供による業務開発実績は反映されません。

#### (イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

人材育成理念に沿って監査現場におけるオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)の組織的な取組、専門知識やヒューマンスキルを習得するためのより実務的・実践的な研修の実施(Off-JT)、さらには幅広い業務機会の提供(Opportunity)の「3つのO」により、個々人をプロフェッショナルとして成長させるための人材育成に取り組んでいます。このうち、研修に関しては、育成計画に沿った職業倫理をはじめとするコンプライアンス研修や専門知識と実務に沿ったテクニカルスキル研修、グローバルスキル研修、デジタル研修、リーダーシップなどのヒューマンスキル研修といった、職位や担当業務に合わせた研修プログラムを展開するとともに、外部有識者を招聘した研修や、職種・クラスに応じた国内外の外部主催研修への参加も積極的に実施しています。

#### (ウ) その他

##### (プラクティス職の採用、評価)

プラクティス職の採用は、法人としての経営方針及び人員計画に基づいて実施しています。選考プロセスは、応募要件審査、書類審査、能力・スキルに関する数回のインタビュー、能力・職務適性検査(必要と判断される場合に実施)から成ります。パートナーが直接インタビューを行い、応募者が当監査法人の経営方針に従って適切に業務を遂行できるかどうかの見極めに努めています。

また、当監査法人では、業務の成果を適切に評価して本人にフィードバックすることで、さらなる成長を促し、品質向上につながると考えています。評価に当たっては、品質向上のための取組やパフォーマンスに特に重点を置いています。パートナー(監査責任者)の評価に当たっても、品質及び品質管理の評価項目が最も重要視されています。

##### (情報通信技術の開発)

当監査法人では、監査メソッドロジー(KPMG Audit Execution Guide)が組み込まれ、監査手続及びその結果を一元的に管理するデジタル監査プラットフォーム(KPMG Clara workflow)を全面展開しています。

また、高品質な監査を実現するためには、加速する社会・企業のDX(Digital

Transformation)に対応することも重要な課題です。監査関与先のDXの進展と歩調を合わせながら、テクノロジーを有効に活用した監査の変革を推進することで、プロフェッショナルがより高度な判断を要する業務に集中できる監査体制を構築しています。

なお、監査変革の基盤を整えるためには十分な投資が必要と考え、デジタル関連投資を継続して行っています。

## オ. 業務の実施及びその審査

### (ア) 専門的な見解の問合せ

監査チームによる判断が難しい事項や、法人としての見解がまだ定まっていない事項をサポートするため、個別案件に対する専門的な見解の問合せ対応窓口を設置しています。問合せの結果、必要と判断された場合や特定の案件が存在する場合には、監査チームは速やかに上級審査を受審することになります。また、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合には、必ず問合せ対応窓口を通して本部へ報告することが定められています。

なお、監査チームからの問合せを類型化し、FAQとしてイントラサイト上で公開するとともに、AI技術を活用して法人内の知見を蓄積・共有する会計・監査Q&Aシステム(KOMEI)を導入することで、専門的な見解の問合せへの対応においては、より重要性の高い案件に絞って検討することが可能となっています。

### (イ) 監査上の判断の相違の解決

当監査法人では、監査上の判断の相違を解決するために必要な方針及び手続を定めており、以下の判断の相違については、上級審査を受審することとしています。

- 監査チームメンバー間の判断の相違
- 監査責任者と審査員との間の判断の相違
- 監査チームと専門家との間の判断の相違

### (ウ) 監査証明業務に係る審査

当監査法人では、全ての監査証明業務の監査報告書の発行に当たって、監査チームから独立した立場にあり、審査実施に必要な経験と能力を有する審査員による審査の受審が義務付けられています。

上場会社等の監査では、監査計画の作成から監査意見の形成に至るまで、監査の各段階においてタイムリーに審査を受審しています。また、監査責任者の判断と審査員の判断が異なるなど、重要な監査上の判断が必要な場合には、上級審査を受審することとしています。上級審査会は、監査チームから独立した立場において、監査に関して結論に強制力のある最終的な判断を行います。

### (エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監

## 査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人の監査業務においては、電子監査調書であるKPMG Clara workflowを利用しています。

2024年4月1日以後開始する事業年度に係る監査等から紙面の監査調書を廃止しています。限定的に作成される紙面の押印・署名済みの原本書類や監査関与先から入手した資料等については、執務エリアへのセキュリティカードを用いた入室制限に加えて、調書保管庫への入室可能者の限定等による物理的なセキュリティ対策を実施しています。過年度に作成され最終的な整理が完了した紙面の監査調書は外部倉庫で保管しており、監査チームは原本にアクセスすることができません。整理後に紙面の監査調書にアクセスするためには、事前にリスクマネジメントパートナーの承認を得るとともに、第三者の立会のもと閲覧を実施する体制を整備しています。

電子監査調書については、アーカイブ済の調書の更新はできません。過年度に作成した電子調書を修正又は追加する場合には、リスクマネジメントパートナーの承認を得るとともに、新たなドキュメントとして、修正前・修正後のアーカイブ済の調書を保存することとしています。当監査法人の監査調書は、KPMGインターナショナルの方針及び適用される監査基準に従い作成及び整理され、監査関与先及び当監査法人の情報の機密性及び完全性を保護するためのセーフガードを導入しています。また、監査調書の整理期間の短縮化を進めています。

### (オ) その他

#### (監査メソドロジー)

当監査法人は、KPMG Audit Execution Guide (KAEG) に従って監査を実施しています。KAEGは国際監査基準の要求事項を満たすものであり、監査品質を維持・向上するための追加的な要求事項も規定しています。

また、グローバルベースのKAEGに加え、我が国固有の基準や法令等に基づく要求事項や指針等を考慮しています。内部統制監査に対しては、KAEGをベースとした一体監査マニュアル(Combined Audit Manual)を整備しています。

KPMGは、監査基準への準拠や内部・外部の品質管理レビュー等の結果に対応するため、定期的にメソドロジー、ガイダンス及びツールを強化しています。また、予想外若しくは異常な情報が識別された場合や潜在的な不正の兆候が示唆された場合に職業的専門家としての懐疑心を持ち適切に対応することを重視しています。

#### (リスク情報の把握)

上場会社等、一定の条件に該当する監査関与先の監査チームは、年2回、エンゲージメントリスク調査票を作成し、監査統轄事業部に提出します。監査統轄事業部は、エンゲージメントリスク調査票のレビューと監査チーム及び協議審査員へのヒアリングにより、監査リスク情報を網羅的に把握します。これらのリスクの内容は本部に報告され、必要と認められた場合には、監査チームは上級審査を受審します。

### **(不正リスク・不正事案への対応)**

監査計画の策定に当たっては、「監査における不正リスク対応基準」に従って、不正リスクを識別・評価し、リスクに応じた監査時間や専門家のリソースを確保します。

監査チームは、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況や疑義があると判断した場合には、本部の専門的な見解の問合せ対応窓口で報告し、監査手続等について指示を受けます。また、KPMGジャパン内の不正リスク対応専門組織が、不正リスク評価時や不正事案等発生時には、監査チームとは独立した立場で専門的な観点から監査チームを支援します。

加えて、監査証明業務に関与する全てのパートナー及びマネジャーに、不正に関する研修受講を義務付け、具体的な不正事例及び監査上の留意点を解説するなど、リスク対応力の強化に努めています。

### **(パートナー(監査責任者)の十分な関与)**

パートナー(監査責任者)は、監査関与先に対する十分な理解のもと、リーダーシップを発揮し、リスク評価、リスク対応手続及び監査のとりまとめの各段階で適切に関与するとともに、適宜、自らが手続を実施し責任を果たすものとしています。特に、監査上の判断を要する重要な領域、特別な検討を必要とするリスク等、監査証明業務における重要な事項の識別及び対応には、十分な関与が不可欠であり、これにより効果的かつ効率的な監査を実施しています。

### **(監査チームメンバーの業務時間の確保)**

リスク評価やリスク対応手続等の本質的な業務に十分な時間を取れるよう、監査チームメンバーのアサインを調整しています。また、各種業務の自動化と業務集約を通じて、監査証明業務の効率化を進めています。その一方で、社内ネットワークへの接続制限など、過度な長時間労働を防止する仕組みも設けています。

### **(業務集中化による効率化・均質化の推進)**

2025年1月にAX本部内にオペレーショナルエクセレンス部を新設し、同部内の監査オペレーション室において、証憑突合・内部統制評価・開示検討等の作業補助、確認状の発送・回収等の業務を集中化し、作業の効率化・均質化を図っています。また、当監査法人と国内大手3監査法人との共同出資により設立した会計監査確認センター合同会社において、確認状の発送・回収業務の集中化・効率化・電子化を図っています。

## **カ. 業務に関する情報の収集及び伝達**

### **(当法人内部のコミュニケーション)**

品質管理の各部署から伝達される品質管理に関する最新情報を、各監査統轄事業部において、パートナー会議やマネジャー会議、監査統轄事業部内のメールアナウンス等を通して共有し、各監査チームへの浸透を図っています。

また、監査統轄事業部において、品質管理責任者が該当するセクターに知見を有し、かつ品質管理の適性を有する者を指名し、監査チームを継続的にモニタリングしています。モニタリングの結果は、統轄事業部長や監査品質委員会に報告されるほか、改善すべき点があれば、監査チームにフィードバックされます。

#### (監査関与先とのコミュニケーション)

当監査法人では、監査の過程で生じた問題点を伝達するほか、監査役等の業務に資する情報を共有するため、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」を踏まえ、監査役等との間で双方向のコミュニケーションを継続的に実施しています。

具体的には、監査計画説明、期中レビュー結果報告、監査結果報告など、監査又は期中レビューの進捗に応じ、定期的に書面、面談等により報告又は説明を行っています。このほか、適時性が要請される項目があれば、随時コミュニケーションの機会を設けています。

また、上場会社等の監査報告書に記載が要求されている監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters, KAM)をステークホルダーとの重要な対話ツールとしてとらえ、監査チームがKAMを通じて経営者・監査役等と対話を重ねることで、経営者・監査役等の監査上の重要論点や対応について理解が深まるだけでなく、KAMに決定した事項に対する監査品質の向上をもたらしています。

#### キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査人の交代に際して、前任の監査人となる場合又は後任の監査人となる場合の双方について監査証明業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するために、本部立会の対象となるエンゲージメントについて、監査・保証プラクティス部メンバーが監査基準報告書900第9項に基づく質問に立ち会っています。

#### ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人では、理事長は選挙(候補者が1名の場合、信任投票)を通じて選任されています。理事長の選挙に当たっては、理事長が品質管理に関する事項を含め、予定している施策を明らかにし、パートナーによる信任を得る形が採られています。また、専務理事及び執行理事並びに上級審査会会長は、主に選挙によって選任された理事長による推薦を踏まえ、予定している具体的な施策を明らかにし、パートナーによる信任を得る形が採られています。

その上で、各年度において、それぞれの職務に係る役割を明らかにし、当該役割を果たす上で必要と考えられる資質を明示し、各者がどのように資質を満たしているか、またその能力(時間を含む)があるかについて宣誓をすることが求められており、各者の責任が明らかにされています。

#### ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象(以下「リスク」という。)の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針

## の策定及び実施

KPMGネットワークでは、監査事務所に関する国際的な品質管理基準であるISQM1で定められている品質管理システムの総体的な目的を達成するため、各要求事項を踏まえて品質目標を設定し、それに対処するための品質リスクを識別しています。その上で、毎年、各品質リスクに対処するためのリスク評価プロセスを実施しており、プロセスリスクポイントを識別した上で、それぞれのリスクに見合った統制を整備・運用するためのプログラムを作成しています。

当監査法人では、KPMGによる方針を踏まえて品質目標の設定、品質リスクの識別・評価、統制の整備・運用を実施しています。また、当監査法人では、当監査法人固有の事情を踏まえ追加で識別すべきリスクがないかを評価するとともに、必要な統制を追加して、整備・運用しています。

品質リスクの識別及び評価に当たっては、設定した品質目標の達成を阻害し得る状況、事象、環境又は行動が、品質目標の達成を、どのように、どの程度、阻害し得るかについて考慮しています。さらに品質リスクへの対処には、評価した品質リスクに対処する方針又は手続の策定だけでなく、当該方針及び手続が遵守されるための具体的なアクションが含まれています。

## コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、監査証明業務の実施状況について定期的な検証を実施しているほか、品質管理システムの整備及び運用状況に関する統制のテストを実施し、事務所レベルでの統制の整備・運用が適切にされているかどうかについて評価しています。また、モニタリング活動を実施する者が当該活動を効果的に行うための十分な時間を含む適性及び適切な能力並びに客観性を有するようにするための方針及び手続を定めています。

モニタリング活動の実施、外部の検証及び他の関連する情報源から品質管理システムの整備及び運用において一つ又は複数の不備が存在する可能性を示す情報が得られた場合、これを発見事項として集約するとともに、識別した発見事項を評価した上で、不備が存在するかどうかを判断しています。

不備が識別された場合、当該不備に対応する適切な措置が講じられるよう、不備の重大性と広範性を評価し不備の根本原因を調査しています。また、不備の根本原因が品質管理システムに与える影響を評価した上で、根本原因の分析結果に応じて識別された不備に対処するための是正措置を立案し、実施しています。

### (品質管理システムのモニタリングプロセス)

KPMGは、ネットワークにおける品質管理に関する方針及び手続の有効性を評価するため、全てのメンバーファームを対象とした統合的なモニタリングプロセスを整備・運用しています。当監査法人では、これに基づいて、業務レベルでQuality Performance Review(QPR)プログラムを運用しているほか、事務所レベルでKPMG Quality & Compliance Evaluation(KQCE)プログラムを運用しています。

QPRの対象となる監査証明業務は、監査証明業務に従事するパートナーが、少なくとも4年に1回は対象となるように選定されるほか、監査関与先の規模及び業種の特殊性、監査リスク要因、所管事務所等の定性的要素をもとに選定されています。その結果は、KPMGインターナショナルによるレビューを受け、最終的な評価が確定します。

また、KPMGでは、Global Quality & Compliance Review (GQ&CR)プログラムにおいて、メンバーファーム(当監査法人を含む。)が毎年実施する品質管理システムの評価や品質管理に関する定めへの遵守状況に係る自己評価のプロセスを、定期的に、KPMGインターナショナルの品質管理レビューチームがレビューしています。これによりグローバルなレベルで品質管理システムの均質化を図っています。これらのモニタリングプロセスにより発見された発見事項は、監査品質委員会等の会議体に報告され、必要な措置が講じられます。

(注)当監査法人は、品質管理の状況等の評価にあたって、基準日(2024年9月末)における情報を基礎として実施しています。当監査法人は、基準日以降、業務集中化による効率化・均質化の推進を目的としてオペレーショナルエクセレンス部を新設(2025年1月)しており、品質管理の実施体制に変更があります。このため、「オ. 業務の実施及びその審査(オ) その他(業務集中化による効率化・均質化の推進)」の記載については、2025年6月末時点における変更後の品質管理の実施体制に基づいて記載しています。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当監査法人は、2024年9月30日を基準日として品質管理システムの年次評価を実施した結果、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると評価しました。

なお、仮に年次評価の実施に当たって不備が識別された場合、総合的な評価に当たって、その重大性と広範性を評価する必要があります。

また、不備について根本原因を調査した上で、識別された不備が個別に又は他の不備と組み合わせた場合に品質管理システムに生じさせる影響について、評価基準日までに実施された是正措置を考慮します。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容  
該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人は、2010年7月1日より特定社員制度を採用しており、重要な事項に関する意思決定を行

う合議体の構成員のうち、公認会計士である社員の割合を75%以上とするとともに、公認会計士である社員以外の者(特定社員)が理事長となることを禁止する規定を設けています。また、特定社員に関する権利義務を定め、補助者として行う場合を除き特定社員が監査証明業務に従事することを禁止しています。

**(5) 直近において日本公認会計士協会の調査(公認会計士法第46条の9の2第1項(品質管理レビュー))を受けた年月**

品質管理レビュー(通常レビュー)2024年12月

**(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認**

当監査法人の理事長山田裕行は、当監査法人の第41期(自2024年7月1日至2025年6月30日)の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

**5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は他の監査法人との業務上の提携(法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項**

当監査法人は、公認会計士及び他の監査法人と業務提携を行っていません。

**6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項**

**(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称**

KPMGインターナショナル(KPMG International Limited)

**(2) 当該業務上の提携を開始した年月**

2003年4月1日

**(3) 当該業務上の提携の内容**

KPMGは、監査、税務、アドバイザリーサービスを提供する、独立したプロフェッショナルファームによるグローバルな組織体です。世界142の国と地域のメンバーファームに約275,000名の人員を擁し、サービスを提供しています。

KPMGネットワークに属する独立した個々のメンバーファームは、英国の保証有限責任会社(private English company limited by guarantee)であるKPMGインターナショナル(KPMG International Limited)に加盟しています。

KPMGの各メンバーファームは、法律上独立した別の組織体です。

**(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要**

当監査法人は、次のとおりKPMGインターナショナル(KPMG International Limited)とメンバーシップ契約を締結しています。

- ・被監査会社の国際化・多国籍化に対応した国際的監査業務の推進
- ・当監査法人関与先等の海外向け財務諸表にKPMGの名称を用いての監査証明
- ・KPMGインターナショナルの開発した各種教育・研修プログラムへの参加、各種情報システム及びツールの導入及び各種情報の提供を通じ、国際的水準の業務の遂行
- ・相互のクライアント紹介

## II. 社員の概況

### 1. 社員の数

	公認会計士	特定社員	合計
人 数	516人	36人	552人

### 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

当監査法人の経営に関する意思決定機関は以下の通りです。

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
経営評議会	法人経営上の重要な意思決定に関与すること等を通じて経営を監督する	5人	0人	5人
専務理事会	経営に関する意思決定を行う	10人	0人	10人

### Ⅲ. 事務所の概況

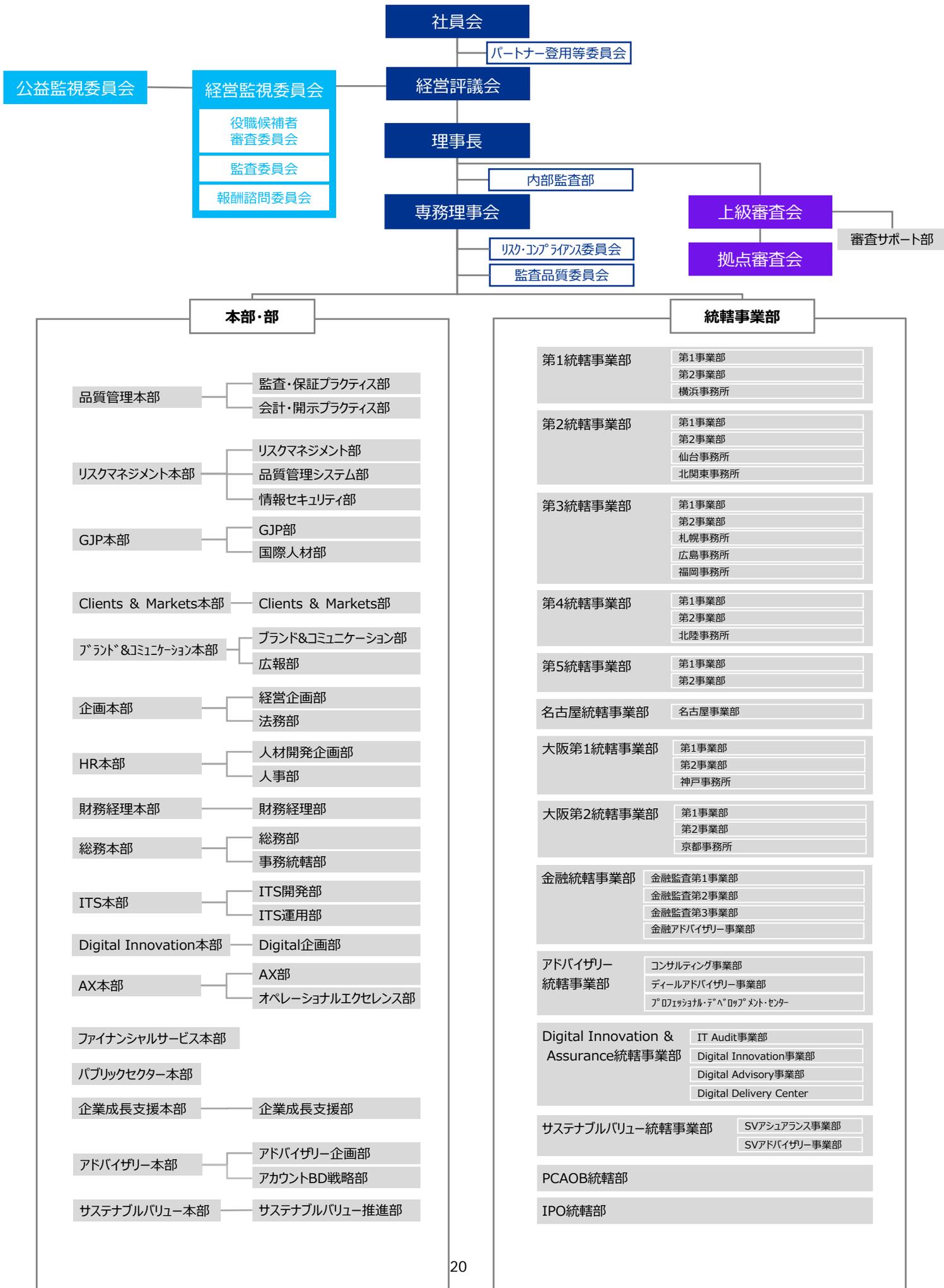
(人)

事務所名	所在地	当該事務所に勤務する者の数						
		社員数		使用人数				計
		公認 会計士	特定 社員	公認 会計士	公認 会計士 試験 合格者等	監査補 助職員	その他の 事務職員	
(主) 東京事務所	東京都新宿区津久戸町1番 2号	379	34	1,729	1,057	1,700	709	5,608
(従) 札幌事務所	北海道札幌市中央区北三 条西二丁目2番地1	2	0	11	12	3	2	30
(従) 仙台事務所	宮城県仙台市青葉区中央 一丁目3番1号	2	0	13	5	3	2	25
(従) 北陸事務所	石川県金沢市南町4番60号	4	0	16	11	9	4	44
(従) 北関東事務所	埼玉県さいたま市大宮区桜 木町一丁目10番地17	2	0	24	15	6	4	51
(従) 横浜事務所	神奈川県横浜市西区北幸 一丁目4番1号	4	0	27	38	9	6	84
(従) 名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名 駅三丁目28番12号	28	0	146	83	67	23	347
(従) 京都事務所	京都府京都市中京区烏丸 通四条上ル笋町691番地	3	0	30	17	5	2	57
(従) 大阪事務所	大阪府大阪市中央区北浜 三丁目5番29号	74	2	415	246	151	41	929
(従) 神戸事務所	兵庫県神戸市中央区雲井 通七丁目1番1号	5	0	31	22	6	2	66
(従) 広島事務所	広島県広島市中区紙屋町 二丁目1番22号	10	0	35	17	11	4	77
(従) 福岡事務所	福岡県福岡市中央区天神 一丁目12番14号	3	0	18	14	7	2	44
総事務所数 12カ所		516	36	2,495	1,537	1,977	801	7,362

(注)

1. 「公認会計士」の人数は、日本公認会計士協会において開業登録完了した者の人数としている。
2. 「公認会計士試験合格者等」の人数は、日本公認会計士協会において準会員として登録完了した者の人数としており、公認会計士試験合格者・会計士補を含む。
3. 「監査補助職員」には、公認会計士、公認会計士試験合格者等以外の監査保証業務に従事する職員を含めている。

IV. 監査法人の組織の概要 (2025年6月30日付)



## V. 財産の概況

### 1. 売上高の総額

(単位 百万円)

項目		会計年度	
		第40期 2023年7月1日～ 2024年6月30日	第41期 2024年7月1日～ 2025年6月30日
売上高の総額		121,367	131,431
内訳	監査証明業務	93,308	99,047
	非監査証明業務	28,058	32,384

### 2. 直近の二会計年度の計算書類

別添のとおりです。

### 3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

別添のとおりです。

### 4. 供託金等の額

(単位 百万円)

公認会計士法施行令第25条に規定する供託金の額	1,104
供託所へ供託した供託金の額(金銭及び有価証券の額)	1,200
保証委託契約の契約金額	-
有限責任監査法人責任保険契約の填補限度額(1事故/期間中)	-

### 5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

VI. 被監査会社等(大会社等に限る。)の名称

金商法・会社法監査	609社
株式会社アーバネットコーポレーション	アイエックス・ナレッジ株式会社
株式会社I-ne	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
愛眼株式会社	アイザワ証券グループ株式会社
株式会社ispace	株式会社あいちフィナンシャルグループ
株式会社アイデミー	アイビーシー株式会社
株式会社アイル	青山商事株式会社
株式会社アカツキ	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
株式会社ACCESS	株式会社あさひ
アサヒグループホールディングス株式会社	株式会社朝日新聞社
アジア航測株式会社	株式会社あじかん
味の素株式会社	株式会社アズーム
東海運株式会社	株式会社アミファ
アルインコ株式会社	アルー株式会社
株式会社アルトナー	株式会社アルファ
アルフレッサ ホールディングス株式会社	株式会社アルペン
株式会社阿波銀行	株式会社安藤・間
アンリツ株式会社	ERIホールディングス株式会社
E・Jホールディングス株式会社	飯野海運株式会社
株式会社イズミ	伊勢化学工業株式会社
株式会社伊藤園	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
株式会社トーキ	稲畑産業株式会社
株式会社イノベーションホールディングス	イビデン株式会社
株式会社イボキン	株式会社今仙電機製作所
今村証券株式会社	株式会社いよぎんホールディングス
株式会社イワキ	岩谷産業株式会社
株式会社インターネットイニシアティブ	株式会社インテージホールディングス
株式会社ウィルグループ	株式会社ウイルテック
ウイン・パートナーズ株式会社	株式会社内田洋行
エア・ウォーター株式会社	永大産業株式会社
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	株式会社A&Dホロンホールディングス
AGC株式会社	SRSホールディングス株式会社
株式会社SMBC信託銀行	SCSK株式会社
エスフーズ株式会社	株式会社エスユーエス
株式会社エターナルホスピタリティグループ	株式会社エックスネット
NECキャピタルソリューション株式会社	株式会社NSD
NTT・TCリース株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
株式会社NTTデータグループ	NTTファイナンス株式会社
株式会社エフテック	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
遠州トラック株式会社	オーウイル株式会社
オーウエル株式会社	OATアグリオ株式会社
株式会社オーエムツーネットワーク	株式会社大垣共立銀行
大阪瓦斯株式会社	大阪製鐵株式会社
大塚ホールディングス株式会社	株式会社オービス
オカダアイオン株式会社	株式会社オカムラ
株式会社岡本工作機械製作所	岡谷鋼機株式会社
岡谷電機産業株式会社	オリエンタル白石株式会社
株式会社オリエンタルランド	オリックス株式会社
オリックス銀行株式会社	オルガノ株式会社
オルパヘルスケアホールディングス株式会社	株式会社オロ
株式会社カーメイト	カシオ計算機株式会社
加藤産業株式会社	カナデビア株式会社
株式会社カナミックネットワーク	株式会社カネカ
株式会社カブコン	株式会社CARTA HOLDINGS
カルビー株式会社	川崎重工業株式会社
川崎設備工業株式会社	関西ペイント株式会社
カンダホールディングス株式会社	株式会社かんぼ生命保険
株式会社技研製作所	株式会社北川鉄工所
キッコーマン株式会社	キャリアリンク株式会社
共英製鋼株式会社	株式会社紀陽銀行
協和キリン株式会社	極東貿易株式会社
キリンホールディングス株式会社	近畿車輛株式会社
株式会社キングジム	勤次郎株式会社
近鉄グループホールディングス株式会社	株式会社近鉄百貨店
クオールホールディングス株式会社	クオリブス株式会社
株式会社クオルテック	クックパッド株式会社
クリエートメディック株式会社	株式会社ぐるなび
黒崎播磨株式会社	黒田グループ株式会社
株式会社クロップス	株式会社KSK
京王電鉄株式会社	株式会社ケイファーマ
K&Oエナジーグループ株式会社	KNT-CTホールディングス株式会社
株式会社ケーズホールディングス	株式会社GameWith
ケミプロ化成株式会社	ケンコーマヨネーズ株式会社
広栄化学株式会社	光世証券株式会社
株式会社高知銀行	株式会社弘電社
合同製鐵株式会社	神島化学工業株式会社

金商法・会社法監査

株式会社神戸製鋼所	神戸電鉄株式会社
興和株式会社	コージンバイオ株式会社
コーセル株式会社	Chordia Therapeutics株式会社
コクヨ株式会社	コスモエネルギーホールディングス株式会社
コニカミノルタ株式会社	コニシ株式会社
株式会社コプロ・ホールディングス	株式会社小松製作所
小松マテール株式会社	株式会社コロナ
コンピューターマネージメント株式会社	株式会社コンフィデンス・インターワークス
株式会社サーバーワークス	サイボウズ株式会社
堺化学工業株式会社	サカタインクス株式会社
株式会社サカタのタネ	株式会社サガミホールディングス
株式会社さくらケーシーエス	株式会社サククスパー ホールディングス
佐藤商事株式会社	株式会社サトー
佐島電機株式会社	サムコ株式会社
サワイグループホールディングス株式会社	三愛オブリ株式会社
三協立山株式会社	三晃金属工業株式会社
Sansan株式会社	株式会社三社電機製作所
株式会社三十三フィナンシャルグループ	santec Holdings株式会社
参天製薬株式会社	株式会社山王
株式会社サンユウ	三洋工業株式会社
株式会社三陽商会	株式会社サン・ライフホールディング
株式会社サンリツ	三和油化工業株式会社
株式会社CIJ	株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
シークス株式会社	株式会社G-7ホールディングス
シェアリングテクノロジー株式会社	株式会社JRC
JSR株式会社	株式会社ジェイ・エム・エス
株式会社JMC	JBCCホールディングス株式会社
ジオスター株式会社	ジオリープグループ株式会社
JIG-SAW株式会社	株式会社システナ
システムズ・デザイン株式会社	株式会社資生堂
シップヘルスケアホールディングス株式会社	品川リフラクトリーズ株式会社
株式会社島根銀行	株式会社しまむら
株式会社清水銀行	株式会社ジャックス
株式会社ジャパニディスプレイ	株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング
ジャパンマテリアル株式会社	首都圏新都市鉄道株式会社
株式会社 商船三井	神鋼鋼線工業株式会社
神鋼商事株式会社	株式会社Synspective
神東塗料株式会社	株式会社新日本科学
シンフォニアテクノロジー株式会社	信和株式会社
スガイ化学工業株式会社	株式会社SCREENホールディングス
株式会社図研	スズデン株式会社
株式会社スターフライヤー	スタンレー電気株式会社
株式会社 ステムセル研究所	株式会社ストライク
株式会社SUBARU	株式会社Speee
スペースシャワー SKIYAKI ホールディングス株式会社	住信SBIネット銀行株式会社
スミダコーポレーション株式会社	住友化学株式会社
住友金属鉱山株式会社	住友ゴム工業株式会社
住友重機械工業株式会社	住友商事株式会社
住友精化株式会社	住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社
株式会社住友倉庫	住友電気工業株式会社
住友電設株式会社	住友ファーマ株式会社
住友不動産株式会社	住友ベークライト株式会社
住友三井オートサービス株式会社	住友理工株式会社
SUMINOE株式会社	セイコーグループ株式会社
セイノーホールディングス株式会社	セーフィー株式会社
セガサミーホールディングス株式会社	積水化学工業株式会社
セコム株式会社	ゼット株式会社
株式会社セブテニー・ホールディングス	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
株式会社セブン銀行	ゼリア新薬工業株式会社
株式会社ゼロ	株式会社センチュリー21・ジャパン
セントケア・ホールディング株式会社	双日株式会社
象印マホービン株式会社	相鉄ホールディングス株式会社
ゾーダニッカ株式会社	株式会社ソラコム
株式会社ソラスト	第一工業製菓株式会社
第一三共株式会社	第一生命ホールディングス株式会社
ダイキョーニシカワ株式会社	大研医器株式会社
大幸薬品株式会社	ダイコク電機株式会社
株式会社第四北越フィナンシャルグループ	大成建設株式会社
大成ラミックグループ株式会社	株式会社ダイセキ
株式会社ダイセキ環境ソリューション	ダイダン株式会社
ダイト株式会社	大同工業株式会社
ダイドーグループホールディングス株式会社	ダイニック株式会社
大日本塗料株式会社	ダイビル株式会社
大平洋金属株式会社	太平洋セメント株式会社
株式会社ダイヘン	大宝運輸株式会社
大豊建設株式会社	太陽誘電株式会社
大和アセットマネジメント株式会社	DAIWA CYCLE株式会社
株式会社大和証券グループ本社	田岡化学工業株式会社
株式会社タカギセイコー	高砂香料工業株式会社
高砂熱学工業株式会社	高島株式会社

金商法・会社法監査

株式会社高島屋	高田機工株式会社
高松機械工業株式会社	株式会社高松コンストラクショングループ
株式会社タカトミー	株式会社タクマ
株式会社タケエイ	竹田iPホールディングス株式会社
武田薬品工業株式会社	株式会社竹中工務店
株式会社田中化学研究所	秩父鉄道株式会社
中央自動車工業株式会社	中外製薬株式会社
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ	株式会社中国銀行
中国電力株式会社	中部鋼板株式会社
中部電力株式会社	株式会社長栄
株式会社筑波銀行	株式会社ツツミ
椿本興業株式会社	株式会社坪田ラボ
株式会社ディ・アイ・システム	TREホールディングス株式会社
株式会社TSIホールディングス	TDK株式会社
株式会社TBSホールディングス	株式会社TBK
ティ・エス テック株式会社	株式会社帝国ホテル
帝人株式会社	株式会社デイスコ
ディップ株式会社	テクマトリックス株式会社
株式会社デジタルホールディングス	株式会社テセック
鉄建建設株式会社	株式会社テノックス
寺崎電気産業株式会社	株式会社テラスカイ
テルモ株式会社	株式会社テレビ朝日ホールディングス
テンアライド株式会社	株式会社電通グループ
株式会社電通総研	東海カーボン株式会社
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	東京インキ株式会社
東京エレクトロン株式会社	東京エレクトロン デバイス株式会社
東京瓦斯株式会社	東京汽船株式会社
東京製鐵株式会社	東京鐵鋼株式会社
東京湾横断道路株式会社	株式会社東計電算
株式会社ドウシシャ	東鉄工業株式会社
株式会社東天紅	東武鉄道株式会社
東邦アセチレン株式会社	東邦瓦斯株式会社
東北特殊鋼株式会社	東洋証券株式会社
東洋水産株式会社	東洋製罐グループホールディングス株式会社
東陽倉庫株式会社	東洋紡株式会社
東リ株式会社	株式会社トーエネック
東ソー株式会社	TOYO TIRE 株式会社
特種東海製紙株式会社	戸田工業株式会社
TOPPANホールディングス株式会社	株式会社トール・日レスホールディングス
株式会社鳥羽洋行	株式会社巴川コーポレーション
ドリームベッド株式会社	株式会社トリドールホールディングス
トレックス・セミコンダクター株式会社	トレンドマイクロ株式会社
内海造船株式会社	株式会社NaITO
株式会社ナカボーテック	株式会社中山製鋼所
株式会社名古屋銀行	名古屋鉄道株式会社
ナトコ株式会社	ナプテスコ株式会社
奈良交通株式会社	南海辰村建設株式会社
南海電気鉄道株式会社	株式会社南都銀行
西川ゴム工業株式会社	西日本建設業保証株式会社
日亜化学工業株式会社	日亜鋼業株式会社
ニチハ株式会社	日揮ホールディングス株式会社
日工株式会社	日興アセットマネジメント株式会社
ニッコー株式会社	ニッコンホールディングス株式会社
株式会社日新	日鉄ソリューションズ株式会社
日東工業株式会社	日東電工株式会社
日邦産業株式会社	日本インシュレーション株式会社
日本貨物鉄道株式会社	日本製鉄株式会社
日本電気株式会社	日本電気硝子株式会社
日本甜菜製糖株式会社	日本特殊陶業株式会社
日本ペイントホールディングス株式会社	日本郵政株式会社
日本リーテック株式会社	株式会社日本アーク
日本アルコール販売株式会社	日本空調サービス株式会社
日本航空株式会社	日本高周波鋼業株式会社
日本システムバンク株式会社	日本石油輸送株式会社
日本電信電話株式会社	日本トランスシティ株式会社
株式会社日本トリム	日本フェルト株式会社
日本プラスト株式会社	日本山村硝子株式会社
株式会社ネオジャパン	ネットイヤーグループ株式会社
能美防災株式会社	株式会社ノーリツ
株式会社ノダ	株式会社ノバック
株式会社ノバレーゼ	株式会社乃村工藝社
ノリタケ株式会社	株式会社PKSHA Technology
株式会社ハイレックスコーポレーション	パウダーテック株式会社
萩原電気ホールディングス株式会社	伯東株式会社
株式会社博報堂DYホールディングス	バンフィックシステム株式会社
橋本総業ホールディングス株式会社	パナソニック ホールディングス株式会社
株式会社ハマキョウレックス	株式会社パルグループホールディングス
株式会社PALTAC	バルテス・ホールディングス株式会社
株式会社ハローズ	阪急阪神ホールディングス株式会社
株式会社バンダイナムコホールディングス	バンドー化学株式会社

金商法・会社法監査	
阪和興業株式会社 PHCホールディングス株式会社 株式会社BeeX 東日本旅客鉄道株式会社 久光製薬株式会社 日比谷総合設備株式会社 株式会社PILLAR 株式会社ひろぎんホールディングス 広島電鉄株式会社 株式会社ファイバーゲート 株式会社フィックスターズ 株式会社フォーラムエンジニアリング 株式会社福井銀行 福山通運株式会社 富士興産株式会社 不二製油株式会社 富士フィルムホールディングス株式会社 フマキラー株式会社 フリー株式会社 株式会社ブリヂストン フルハシEPO株式会社 プレス工業株式会社 フロンティア・マネジメント株式会社 BASE株式会社 ペプチドリーム株式会社 北越コーポレーション株式会社 株式会社北洋銀行 北海道曹達株式会社 株式会社堀場製作所 株式会社ホンダファイナンス 前澤給装工業株式会社 マックス株式会社 マネックスグループ株式会社 丸一鋼管株式会社 丸東産業株式会社 株式会社MARUWA 三谷産業株式会社 三井海洋開発株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 三井住友信託銀行株式会社 三井住友トラスト・バナンソニックファイナンス株式会社 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 三井不動産株式会社 MIC株式会社 三菱重工業株式会社 三菱電機株式会社 株式会社ミライト・ワン 名港海運株式会社 明治電機工業株式会社 株式会社明電舎 名南M&A株式会社 盟和産業株式会社 株式会社メディアバルホールディングス 株式会社森組 八洲電機株式会社 株式会社山口フィナンシャルグループ 株式会社ユー・エス・エス 株式会社ユタカ技研 株式会社ユニバンス ユミルリンク株式会社 株式会社ヨシックスホールディングス 株式会社ライフコーポレーション 株式会社ラクス 理研ビタミン株式会社 リゾートトラスト株式会社 株式会社良品計画 株式会社レゾナック・ホールディングス レンゴー株式会社 ロジザード株式会社 和田興産株式会社	株式会社ビーイングホールディングス ピーエス・コンストラクション株式会社 東日本建設業保証株式会社 株式会社光通信 株式会社ビジョン 株式会社百五銀行 平田機工株式会社 広島ガス株式会社 ヒロセ電機株式会社 株式会社ファンコミュニケーションズ 株式会社FOOD & LIFE COMPANIES フォルシア株式会社 フクダ電子株式会社 株式会社FUJI 富士製薬工業株式会社 富士石油株式会社 株式会社不動動トラ 株式会社プラス 株式会社PRISM BioLab 古野電気株式会社 株式会社ブレイド 株式会社ブロードリーフ 平和不動産株式会社 ベステラ株式会社 株式会社ベルパーク 株式会社ほくやく・竹山ホールディングス ホソカワミクロン株式会社 株式会社ホテル、ニューグランド 本田技研工業株式会社 株式会社マーケットエンタープライズ 株式会社マキタ マツダ株式会社 マネックスファイナンス株式会社 丸大食品株式会社 マルハニチロ株式会社 萬世電機株式会社 株式会社三井E&S 三井金属鉱業株式会社 株式会社三井住友銀行 三井住友トラストグループ株式会社 三井住友ファイナンス&リース株式会社 三井倉庫ホールディングス株式会社 株式会社ミツウロコグループホールディングス 三菱鉛筆株式会社 三菱倉庫株式会社 ミネベアミツミ株式会社 武蔵精密工業株式会社 株式会社メイコー 明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社 名糖産業株式会社 株式会社メイホーホールディングス 株式会社メガチップス 株式会社モスフードサービス 森六株式会社 株式会社ヤブリ 株式会社ヤマダホールディングス 株式会社ゆうちょ銀行 ユニ・チャーム株式会社 株式会社ユビテック 株式会社ヨコオ 株式会社ライトオン ライフネット生命保険株式会社 株式会社ランディックス 理想科学工業株式会社 リックソフト株式会社 レジップホールディングス株式会社 株式会社レノバ 株式会社ロイヤルホテル 若築建設株式会社
金商法監査	12社
NTT都市開発リート投資法人 GLP投資法人 大和証券オフィス投資法人 日本アコモデーションファンド投資法人 日本プロロジスリート投資法人 平和不動産リート投資法人	オリックス不動産投資法人 ジャパン・ホテル・リート投資法人 日本リート投資法人 日本ビルファンド投資法人 阪急阪神リート投資法人 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人

株式会社EARTHBRAIN	株式会社あいち銀行
アイペット損害保険株式会社	アクサ生命保険株式会社
アクサ損害保険株式会社	アクセンチュア株式会社
アサヒ飲料株式会社	株式会社アサヒセキュリティ
アサヒビール株式会社	株式会社アット東京
アトランティス・アビエーション株式会社	アブダビ石油株式会社
アプライドマテリアルズジャパン株式会社	アフラック生命保険株式会社
アリナミン製薬株式会社	アルフレッサ株式会社
株式会社イトーヨーカ堂	株式会社伊予銀行
株式会社AESCジャパン	株式会社エース・オートリース
SRDファイナンス株式会社	SFリーディング株式会社
SMFLみらいパートナーズ株式会社	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社
SMBC信用保証株式会社	SMBC日興証券株式会社
NECソリューションイノベータ株式会社	NECネットエスアイ株式会社
NECプラットフォームズ株式会社	エヌエヌ生命保険株式会社
NTTアーバンソリューションズ株式会社	NTTアノードエナジー株式会社
株式会社NTT ExCパートナー	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	NTTセキュリティ株式会社
株式会社NTTデータ	株式会社NTT DATA, Inc.
株式会社NTTドコモ	株式会社NTTドコモ損害保険
株式会社NTTドコモ損害保険ホールディングス	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
株式会社NTTファシリティーズ	株式会社NTTフィールドテクノ
株式会社エネット	MHIフィナンシャル株式会社
MGM大阪株式会社	エルエヌジージャパン株式会社
大阪ガスケミカル株式会社	大阪ガス都市開発株式会社
大阪市高速電気軌道株式会社	大阪ガスネットワーク株式会社
大塚製薬株式会社	大塚メディカルデバイス株式会社
株式会社OPI・12	オリックス自動車株式会社
オリックス生命保険株式会社	オリックス不動産株式会社
オリックス・レンテック株式会社	鹿島パワー株式会社
上飯田連絡線株式会社	川崎車両株式会社
カワサキモーターズ株式会社	関西エアポート株式会社
株式会社北九州銀行	株式会社 QVCジャパン
共友リース株式会社	協和発酵バイオ株式会社
麒麟麦酒株式会社	キリンビバレッジ株式会社
近畿日本鉄道株式会社	銀泉株式会社
株式会社近鉄エクスプレス	近鉄不動産株式会社
株式会社グリーンパワーインベストメント	グローバルファクタリング株式会社
黒田電気株式会社	株式会社京王アカウンティング
ケネディクス株式会社	コインチェック株式会社
コストコ ホールセール ジャパン株式会社	コスモ石油株式会社
コスモ石油マーケティング株式会社	コベルコ建機株式会社
株式会社コベルコパワー神戸第二	コベルコフィナンシャルセンター株式会社
相模鉄道株式会社	さくら損害保険株式会社
サミー株式会社	沢井製薬株式会社
株式会社三十三銀行	三洋電機株式会社
山陽特殊製鋼株式会社	株式会社 GSユアサ
株式会社JR東日本情報システム	株式会社JR東日本ビルディング
株式会社JR東日本マネジメントサービス	株式会社JTOWER
ジグシス株式会社	シティグループ証券株式会社
ジャストファイナンス株式会社	ジャックスリース株式会社
株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ	Star Japan Acquisition株式会社
スバルファイナンス株式会社	住商エアロシステム株式会社
住友建機株式会社	住友商事グローバルメタルズ株式会社
住友精密工業株式会社	住友電工デバイス・イノベーション株式会社
住友電工ハードメタル株式会社	住友電装株式会社
西濃運輸株式会社	西武建設株式会社
株式会社整理回収機構	株式会社セガ
株式会社セキスイアカウンティングセンター	セコム損害保険株式会社
株式会社セディナオートリース	株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	株式会社セブン・カードサービス
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	セントラル短資株式会社
株式会社相鉄アーバンクリエイツ	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社
ソニー・ホンダモビリティ株式会社	第一生命保険株式会社
第一フロンティア生命保険株式会社	株式会社大京
株式会社第四北越銀行	大成有楽不動産株式会社
大成ロテック株式会社	株式会社大創産業
ダイヤモンドトラック・フィナンシャルサービス・アジア株式会社	株式会社大和インターナショナル・ホールディングス
大和エナジー・インフラ株式会社	大和証券株式会社
株式会社大和ネクスト銀行	大和PIパートナーズ株式会社
株式会社高島屋友の会	中外製薬工業株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	中国電力ネットワーク株式会社
中部電力パワーグリッド株式会社	中部電力ミライズ株式会社
株式会社ディーエイチシー	TC神鋼不動産株式会社
株式会社TBSテレビ	帝人ファーマ株式会社
帝人フロンティア株式会社	株式会社電通
東海東京証券株式会社	東京エレクトロン テクノロジーソリューションズ株式会社
東京エレクトロン九州株式会社	東京エレクトロン宮城株式会社
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	東京ガスネットワーク株式会社
東京ガス不動産株式会社	株式会社東京スター銀行

会社法監査

株式会社東京ドーム	東神開発株式会社
東武シェアードサービス株式会社	東武タワースカイツリー株式会社
東邦ガスネットワーク株式会社	東洋紡エムシー株式会社
株式会社ドコモ・ファイナンス	TOPPAN株式会社
株式会社ドトールコーヒー	奈良生駒高速鉄道株式会社
新居浜LNG株式会社	西大阪高速鉄道株式会社
西日本電信電話株式会社	日医工株式会社
日揮グローバル株式会社	日新電機株式会社
日鉄エンジニアリング株式会社	日鉄鋼板株式会社
日鉄テックスエンジニアリング株式会社	日鉄ファイナンス株式会社
日鉄物産株式会社	日伯ニオブ株式会社
日本郵政不動産株式会社	日本郵便株式会社
日本郵便輸送株式会社	日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社
株式会社日本カストディ銀行	日本サムスン株式会社
日本シンガポール石油化学株式会社	株式会社日本総合研究所
株式会社日本貿易保険	ニューヨークメロン信託銀行株式会社
ネオファースト生命保険株式会社	ノバルティスファーマ株式会社
パナレックス証券株式会社	株式会社ハーフ・センチュリー・モア
株式会社 博報堂	株式会社 博報堂DYメディアパートナーズ
株式会社パソモ	パナソニック株式会社
パナソニック インダストリー株式会社	パナソニック エナジー株式会社
パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社	パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社
パナソニック コネクテッド株式会社	パナソニック マーケティング ジャパン株式会社
パナソニック エコシステムズ株式会社	パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社
阪急電鉄株式会社	株式会社阪急阪神フィナンシャルサポート
阪急阪神不動産株式会社	阪神電気鉄道株式会社
株式会社バンダイ	株式会社バンダイナムコエンターテインメント
PHC株式会社	株式会社BS朝日
東日本電信電話株式会社	光通信株式会社
株式会社ビジネスパートナー	姫路天然ガス発電株式会社
株式会社ビューカード	株式会社広島銀行
広島高速交通株式会社	ファイザー株式会社
株式会社ファンケル	株式会社福邦銀行
富士フイルム株式会社	富士フイルムビジネスイノベーション株式会社
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	Primetals Technologies Holdings株式会社
ブリヂストンサイクル株式会社	ブリヂストンタイヤソリューションジャパン株式会社
ベーリンガーインゲルハイム製薬株式会社	北海道エアポート株式会社
マツダクレジット株式会社	マネックス証券株式会社
丸善石油化学株式会社	株式会社三井E&Sエンジニアリング
三井住友カード株式会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	三井住友トラストクラブ株式会社
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井不動産レジデンシャル株式会社
三井ホーム株式会社	三菱重工航空エンジン株式会社
三菱重工サーマルシステムズ株式会社	三菱電機ビルソリューションズ株式会社
三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社	三菱電機モビリティ株式会社
三菱ふそうトラック・バス株式会社	ミヅミ電機株式会社
民間航空機株式会社	明治安田損害保険株式会社
名鉄都市開発株式会社	株式会社名鉄マネジメントサービス
メディケア生命保険株式会社	株式会社メディセオ
株式会社もみじ銀行	株式会社山口銀行
株式会社ヤマダデンキ	株式会社UH Partners 2
株式会社ユーシン	Rapidus株式会社
株式会社レゾナック	Red Holdings株式会社
渡辺パイプ株式会社	

その他の法定監査		63社
保険会社	住友生命保険相互会社	明治安田生命保険相互会社
独立行政法人	国立研究開発法人海洋研究開発機構 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 国立研究開発法人情報通信研究機構 独立行政法人造幣局 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 独立行政法人日本学生支援機構 独立行政法人日本貿易振興機構 独立行政法人農林漁業信用基金 独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 独立行政法人 労働者健康安全機構	独立行政法人 勤労者退職金共済機構 独立行政法人国立印刷局 国立研究開発法人産業技術総合研究所 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 独立行政法人地域医療機能推進機構 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 独立行政法人農畜産業振興機構 独立行政法人北方領土問題対策協会 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
国立大学法人等	国立大学法人愛知教育大学 国立大学法人鹿児島大学 国立大学法人京都工芸繊維大学 国立大学法人熊本大学 国立大学法人神戸大学 国立大学法人静岡大学 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立大学法人東海国立大学機構 国立大学法人 豊橋技術科学大学 国立大学法人鳴門教育大学 大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立大学法人広島大学 国立大学法人 三重大学 国立大学法人宮崎大学	国立大学法人大阪教育大学 国立大学法人九州工業大学 国立大学法人 京都大学 国立大学法人高知大学 国立大学法人滋賀医科大学 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 国立大学法人筑波大学 国立大学法人徳島大学 国立大学法人奈良国立大学機構 国立大学法人新潟大学 国立大学法人浜松医科大学 国立大学法人北海道大学 国立大学法人 宮城教育大学 国立大学法人和歌山大学
地方独立行政法人	愛知県公立大学法人 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 地方独立行政法人大阪府立病院機構 地方独立行政法人加古川市民病院機構 公立大学法人金沢美術工芸大学 地方独立行政法人神戸市民病院機構	公立大学法人大阪 地方独立行政法人大阪市民病院機構 公立大学法人岡山県立大学 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 公立大学法人京都市立芸術大学 兵庫県公立大学法人
その他の任意監査		3社
	ソシエテ・ジェネラル銀行 東京支店 パークレイズ銀行 東京支店	中国農業銀行東京支店

2025年6月期

第41期

計算書類

自 2024年7月 1日  
至 2025年6月30日

有限責任 あずさ監査法人

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前会計年度 (2024年6月30日)	当会計年度 (2025年6月30日)	科 目	前会計年度 (2024年6月30日)	当会計年度 (2025年6月30日)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>65,533</b>	<b>66,162</b>	<b>流動負債</b>	<b>38,794</b>	<b>43,406</b>
現金及び預金	33,812	28,641	未払金	12,085	12,643
業務未収入金及び契約資産	23,859	25,636	未払費用	18,557	20,727
未収入金	3,772	4,925	未払法人税等	1,615	2,062
有価証券	-	2,540	未払消費税等	2,296	2,377
前払費用	3,138	3,362	預り金	454	1,999
その他流動資産	985	1,089	賞与引当金	1,987	1,911
貸倒引当金	△35	△33	その他流動負債	1,797	1,684
<b>固定資産</b>	<b>23,834</b>	<b>28,923</b>	<b>固定負債</b>	<b>21,740</b>	<b>22,870</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,886</b>	<b>5,075</b>	有給休暇引当金	2,378	2,427
建物及び附属設備	1,513	3,492	退職給付引当金	16,414	14,982
器具備品	1,369	1,580	資産除去債務	-	3,242
その他有形固定資産	3	3	その他固定負債	2,947	2,217
<b>無形固定資産</b>	<b>1,830</b>	<b>809</b>	<b>負債合計</b>	<b>60,534</b>	<b>66,276</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>19,116</b>	<b>23,037</b>	<b>純資産の部</b>		
投資有価証券	1,204	1,203	<b>社員資本</b>	<b>28,831</b>	<b>28,808</b>
関係会社株式	487	497	<b>資本金</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>
その他の関係会社有価証券	445	445	<b>出資金申込証拠金</b>	<b>10</b>	<b>-</b>
長期貸付金	4,738	5,090	<b>資本剰余金</b>	<b>1,448</b>	<b>1,403</b>
敷金及び保証金	3,142	3,946	その他資本剰余金	1,448	1,403
繰延税金資産	8,436	10,953	<b>利益剰余金</b>	<b>24,373</b>	<b>24,405</b>
その他の投資等	667	904	その他利益剰余金	24,373	24,405
貸倒引当金	△5	△1	別途積立金	10,000	10,000
			繰越利益剰余金	14,373	14,405
			<b>評価・換算差額等</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
			その他有価証券評価差額金	1	0
			<b>純資産合計</b>	<b>28,832</b>	<b>28,809</b>
<b>資産合計</b>	<b>89,367</b>	<b>95,086</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>89,367</b>	<b>95,086</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前会計年度		当会計年度	
	自 2023年7月1日	至 2024年6月30日	自 2024年7月1日	至 2025年6月30日
<b>業務収入</b>		<b>121,367</b>		<b>131,431</b>
<b>業務費用</b>				
人件費	80,898		90,279	
施設関連費用	5,114		6,136	
研修関連費用	1,270		1,276	
情報システム関連及び通信費	8,234		8,623	
その他業務費用	24,725	<b>120,243</b>	25,104	<b>131,420</b>
<b>営業利益</b>		<b>1,123</b>		<b>10</b>
<b>営業外収益</b>				
受取利息及び配当金	40		70	
その他営業外収益	3,447	<b>3,488</b>	4,248	<b>4,319</b>
<b>営業外費用</b>				
支払利息	33		153	
その他営業外費用	3,241	<b>3,275</b>	3,577	<b>3,731</b>
<b>経常利益</b>		<b>1,336</b>		<b>598</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,336</b>		<b>598</b>
法人税、住民税及び事業税	1,185		2,201	
法人税等調整額	△94	<b>1,090</b>	△2,479	<b>△278</b>
<b>当期純利益</b>		<b>246</b>		<b>877</b>

## 社員資本等変動計算書

前会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	社員資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	出資金 申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金			社員 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金		評価・換 算差額等 合計
			その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000	-	1,478	1,478	10,000	14,912	24,912	29,390	0	0	29,391
会計方針の変更による累積的影響額						△572	△572	△572			△572
遡及処理後当期首残高	3,000	-	1,478	1,478	10,000	14,339	24,339	28,818	0	0	28,818
当期変動額											
社員出資金の増加			280	280				280			280
社員出資金の減少			△310	△310				△310			△310
申込証拠金の増加		10						10			10
剰余金の配当						△213	△213	△213			△213
当期純利益						246	246	246			246
社員資本以外の項目の当期変動額（純額）									0	0	0
当期変動額合計	-	10	△30	△30	-	33	33	13	0	0	13
当期末残高	3,000	10	1,448	1,448	10,000	14,373	24,373	28,831	1	1	28,832

当会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	社員資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	出資金 申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金			社員 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金		評価・換 算差額等 合計
			その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000	10	1,448	1,448	10,000	14,373	24,373	28,831	1	1	28,832
当期変動額											
社員出資金の増加			270	270				270			270
社員出資金の減少			△325	△325				△325			△325
申込証拠金の振替		△10	10	10				-			-
剰余金の配当						△844	△844	△844			△844
当期純利益						877	877	877			877
社員資本以外の項目の当期変動額（純額）									△0	△0	△0
当期変動額合計	-	△10	△45	△45	-	32	32	△22	△0	△0	△23
当期末残高	3,000	-	1,403	1,403	10,000	14,405	24,405	28,808	0	0	28,809

## 注記表

前会計年度 自 2023年7月1日 至 2024年6月30日	当会計年度 自 2024年7月1日 至 2025年6月30日
<p>当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。</p> <p><b>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</b></p> <p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法 その他の関係会社有価証券 移動平均法に基づく原価法 その他の有価証券 市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用している。なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっているが、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当会計年度の支給対象期間に対応する額を計上している。</p> <p>(3) 有給休暇引当金 職員の未消化有給休暇に対応する人件費相当額を計上している。</p> <p>(4) 退職給付引当金 社員及び職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における給付算定式基準により算出した退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上している。なお、数理計算上の差異は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生会計年度から費用処理している。</p> <p>4. 業務収入の計上基準</p> <p>監査証明業務及び非監査証明業務は、概ね、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、かつ履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる取引である。そのため、期末における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識している。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識している。</p>	<p>当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。</p> <p><b>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</b></p> <p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 売買目的有価証券 時価法（売却原価は移動平均法により算定） 満期保有目的の債券 同左 関係会社株式 同左 その他の関係会社有価証券 同左 その他の有価証券 市場価格のない株式等 同左</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 有給休暇引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 社員及び職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における給付算定式基準により算出した退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上している。なお、過去勤務費用は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生会計年度から費用処理している。</p> <p>4. 業務収入の計上基準 同左</p>

前会計年度 自 2023年7月1日 至 2024年6月30日	当会計年度 自 2024年7月1日 至 2025年6月30日																																												
<p><b>II. 会計方針の変更に関する注記</b></p> <p>(数理計算上の差異の処理方法の変更)</p> <p>退職給付会計に係る数理計算上の差異は、従来、発生年度に全額費用処理する方法によっていたが、当会計年度より発生年度の社員及び職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した会計年度から費用処理する方法に変更している。</p> <p>この変更は、社員数及び職員数の増加に伴い年金資産の運用額が大幅に増加し、また年金資産の運用環境の変化に伴い今後数理計算上の差異が大きく増減することが予想されることから、平均残存勤務期間以内の一定の年数にわたり費用処理することで、労働の対価としての退職給付の発生額をより適切に計算書類に反映させるために行うものである。</p> <p>この会計方針の変更は遡及処理され、会計方針の変更の累積的影響額は当会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されている。この結果、社員資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は572百万円減少している。</p> <p>また、従来の方法と比較し、当会計年度の業務費用は2,711百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少している。</p> <p><b>III. 会計上の見積りに関する注記</b></p> <p>繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1) 当会計年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 8,436百万円</p> <p>(2) 見積の内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断している。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動や法規制等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生する課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌会計年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。</p> <p><b>IV. 貸借対照表に関する注記</b></p> <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,430百万円</p> <p>2. 関係会社に対する金銭債権・債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・短期金銭債権</td><td style="text-align: right;">3,286百万円</td></tr> <tr><td>・長期金銭債権</td><td style="text-align: right;">4,732百万円</td></tr> <tr><td>・短期金銭債務</td><td style="text-align: right;">1,731百万円</td></tr> <tr><td>・長期金銭債務</td><td style="text-align: right;">1,201百万円</td></tr> </table> <p>3. 投資有価証券1,203百万円を公認会計士法第34条の33に基づき供託している。</p> <p><b>V. 損益計算書に関する注記</b></p> <p>1. 業務収入の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・監査収入</td><td style="text-align: right;">93,308百万円</td></tr> <tr><td>・その他収入</td><td style="text-align: right;">28,058百万円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">121,367百万円</td></tr> </table> <p>2. 関係会社との取引高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・業務収入</td><td style="text-align: right;">665百万円</td></tr> <tr><td>・業務費用</td><td style="text-align: right;">6,591百万円</td></tr> <tr><td>・受取利息及び配当金</td><td style="text-align: right;">39百万円</td></tr> <tr><td>・その他営業外収益</td><td style="text-align: right;">2,511百万円</td></tr> </table>	・短期金銭債権	3,286百万円	・長期金銭債権	4,732百万円	・短期金銭債務	1,731百万円	・長期金銭債務	1,201百万円	・監査収入	93,308百万円	・その他収入	28,058百万円	計	121,367百万円	・業務収入	665百万円	・業務費用	6,591百万円	・受取利息及び配当金	39百万円	・その他営業外収益	2,511百万円	<p><b>II. 表示方法の変更</b></p> <p>(貸借対照表)</p> <p>前会計年度において「固定負債」の「その他固定負債」に含めていた「資産除去債務」は、金額的重要性が増したため、当会計年度より独立掲記している。</p> <p><b>III. 会計上の見積りに関する注記</b></p> <p>繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1) 当会計年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 10,953百万円</p> <p>(2) 見積の内容に関する理解に資する情報 同左</p> <p><b>IV. 貸借対照表に関する注記</b></p> <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,923百万円</p> <p>2. 関係会社に対する金銭債権・債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・短期金銭債権</td><td style="text-align: right;">4,696百万円</td></tr> <tr><td>・長期金銭債権</td><td style="text-align: right;">5,090百万円</td></tr> <tr><td>・短期金銭債務</td><td style="text-align: right;">2,381百万円</td></tr> <tr><td>・長期金銭債務</td><td style="text-align: right;">1,161百万円</td></tr> </table> <p>3. 投資有価証券1,202百万円を公認会計士法第34条の33に基づき供託している。</p> <p><b>V. 損益計算書に関する注記</b></p> <p>1. 業務収入の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・監査収入</td><td style="text-align: right;">99,047百万円</td></tr> <tr><td>・その他収入</td><td style="text-align: right;">32,384百万円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">131,431百万円</td></tr> </table> <p>2. 関係会社との取引高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・業務収入</td><td style="text-align: right;">975百万円</td></tr> <tr><td>・業務費用</td><td style="text-align: right;">6,294百万円</td></tr> <tr><td>・受取利息及び配当金</td><td style="text-align: right;">38百万円</td></tr> <tr><td>・その他営業外収益</td><td style="text-align: right;">3,238百万円</td></tr> </table>	・短期金銭債権	4,696百万円	・長期金銭債権	5,090百万円	・短期金銭債務	2,381百万円	・長期金銭債務	1,161百万円	・監査収入	99,047百万円	・その他収入	32,384百万円	計	131,431百万円	・業務収入	975百万円	・業務費用	6,294百万円	・受取利息及び配当金	38百万円	・その他営業外収益	3,238百万円
・短期金銭債権	3,286百万円																																												
・長期金銭債権	4,732百万円																																												
・短期金銭債務	1,731百万円																																												
・長期金銭債務	1,201百万円																																												
・監査収入	93,308百万円																																												
・その他収入	28,058百万円																																												
計	121,367百万円																																												
・業務収入	665百万円																																												
・業務費用	6,591百万円																																												
・受取利息及び配当金	39百万円																																												
・その他営業外収益	2,511百万円																																												
・短期金銭債権	4,696百万円																																												
・長期金銭債権	5,090百万円																																												
・短期金銭債務	2,381百万円																																												
・長期金銭債務	1,161百万円																																												
・監査収入	99,047百万円																																												
・その他収入	32,384百万円																																												
計	131,431百万円																																												
・業務収入	975百万円																																												
・業務費用	6,294百万円																																												
・受取利息及び配当金	38百万円																																												
・その他営業外収益	3,238百万円																																												

前会計年度 自 2023年7月1日 至 2024年6月30日	当会計年度 自 2024年7月1日 至 2025年6月30日																																																								
<p><b>VI. 税効果会計に関する注記</b></p> <p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">5,026 百万円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">1,799 百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">922 百万円</td></tr> <tr><td>有給休暇引当金</td><td style="text-align: right;">728 百万円</td></tr> <tr><td>敷金及び保証金</td><td style="text-align: right;">619 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">608 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;"><u>1,464 百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">11,169 百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;"><u>△2,732 百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">8,436 百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債 繰延税金負債合計 <u>-1百万円</u> 繰延税金資産純額 <u>8,436 百万円</u></p> <p><b>VII. 金融商品に関する注記</b></p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項 金融商品に対する取組方針として、当法人は余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性が高い預金としている。業務未収入金、未収入金及び貸付金については、信用リスクにさらされている。当該リスクに関しては、内規に従い取引先ごとに期日及び残高管理を行いリスクの軽減を図っている。満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少である。未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、1年以内の支払期日である。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 2024年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期貸付金</td> <td>4,738</td> <td>4,738</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 現金及び預金、業務未収入金、未収入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。 (注2) 市場価格のない株式等（非上場株式（貸借対照表計上額0百万円）、関係会社株式（同487百万円）、その他の関係会社有価証券（同445百万円））は、上記表には含めていない。 (注3) 時価の算定方法 長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。</p> <p><b>VIII. その他</b> 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。</p>	退職給付引当金	5,026 百万円	未払費用	1,799 百万円	ソフトウェア	922 百万円	有給休暇引当金	728 百万円	敷金及び保証金	619 百万円	賞与引当金	608 百万円	その他	<u>1,464 百万円</u>	繰延税金資産小計	11,169 百万円	評価性引当額	<u>△2,732 百万円</u>	繰延税金資産合計	8,436 百万円		貸借対照表計上額	時価	差額	長期貸付金	4,738	4,738	-	<p><b>VI. 税効果会計に関する注記</b></p> <p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">4,695 百万円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">3,190 百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">1,145 百万円</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">1,022 百万円</td></tr> <tr><td>有給休暇引当金</td><td style="text-align: right;">743 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">585 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;"><u>1,652 百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">13,033 百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;"><u>△1,819 百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">11,213 百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債 資産除去債務に対応する費用 <u>260 百万円</u> 繰延税金負債合計 <u>260 百万円</u> 繰延税金資産純額 <u>10,953 百万円</u></p> <p><b>VII. 金融商品に関する注記</b></p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項 金融商品に対する取組方針として、当法人は余裕資金が生じた場合の資金運用については安全性が高い預金などの金融資産としている。業務未収入金、未収入金及び貸付金については、信用リスクにさらされている。当該リスクに関しては、内規に従い取引先ごとに期日及び残高管理を行いリスクの軽減を図っている。満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少である。未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、1年以内の支払期日である。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 2025年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期貸付金</td> <td>5,090</td> <td>5,090</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 現金及び預金、業務未収入金、未収入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。 (注2) 市場価格のない株式等（非上場株式（貸借対照表計上額0百万円）、関係会社株式（同497百万円）、その他の関係会社有価証券（同445百万円））は、上記表には含めていない。 (注3) 時価の算定方法 長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。</p> <p><b>VIII. その他</b> 同左</p>	退職給付引当金	4,695 百万円	未払費用	3,190 百万円	ソフトウェア	1,145 百万円	資産除去債務	1,022 百万円	有給休暇引当金	743 百万円	賞与引当金	585 百万円	その他	<u>1,652 百万円</u>	繰延税金資産小計	13,033 百万円	評価性引当額	<u>△1,819 百万円</u>	繰延税金資産合計	11,213 百万円		貸借対照表計上額	時価	差額	長期貸付金	5,090	5,090	-
退職給付引当金	5,026 百万円																																																								
未払費用	1,799 百万円																																																								
ソフトウェア	922 百万円																																																								
有給休暇引当金	728 百万円																																																								
敷金及び保証金	619 百万円																																																								
賞与引当金	608 百万円																																																								
その他	<u>1,464 百万円</u>																																																								
繰延税金資産小計	11,169 百万円																																																								
評価性引当額	<u>△2,732 百万円</u>																																																								
繰延税金資産合計	8,436 百万円																																																								
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																						
長期貸付金	4,738	4,738	-																																																						
退職給付引当金	4,695 百万円																																																								
未払費用	3,190 百万円																																																								
ソフトウェア	1,145 百万円																																																								
資産除去債務	1,022 百万円																																																								
有給休暇引当金	743 百万円																																																								
賞与引当金	585 百万円																																																								
その他	<u>1,652 百万円</u>																																																								
繰延税金資産小計	13,033 百万円																																																								
評価性引当額	<u>△1,819 百万円</u>																																																								
繰延税金資産合計	11,213 百万円																																																								
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																						
長期貸付金	5,090	5,090	-																																																						

## 附属明細書

### 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

前会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建物及び附属設備	1,648	120	52	201	1,513	2,959	4,473
	器具備品	1,074	688	7	386	1,369	2,471	3,840
	その他有形固定資産	3	-	-	-	3	-	3
	計	2,726	809	60	588	2,886	5,430	8,317
無形固定資産		2,429	418	300	716	1,830		

（注1） 器具備品の増加は、主に情報通信機器の増設及びオフィスの改修に伴う取得である。

（注2） 無形固定資産の増加は、主に自社利用目的のソフトウェア開発によるものである。

当会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建物及び附属設備	1,513	2,229	12	239	3,492	4,657	8,150
	器具備品	1,369	740	13	516	1,580	2,266	3,846
	その他有形固定資産	3	-	-	-	3	-	3
	計	2,886	2,970	26	755	5,075	6,923	11,999
無形固定資産		1,830	61	483	598	809		

（注1） 建物及び附属設備の増加は、主にオフィスのリノベーションによる取得及び資産除去債務に対応する除去費用の増加によるものである。

## 2. 引当金の明細

前会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金（注1）	10	35	-	5	40
賞与引当金	2,220	1,987	2,220	-	1,987
有給休暇引当金	2,305	2,378	2,305	-	2,378
退職給付引当金（注2）	17,121	2,174	2,881	-	16,414

（注1）貸倒引当金の当期減少額・その他欄の金額は、債権回収及び一般債権の貸倒実績率による洗替額である。

（注2）退職給付引当金の期首残高の金額には、会計方針の変更による累積的影響額825百万円が含まれている。

当会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金（注1）	40	13	4	14	35
賞与引当金	1,987	1,911	1,987	-	1,911
有給休暇引当金	2,378	2,427	2,378	-	2,427
退職給付引当金	16,414	2,200	3,631	-	14,982

（注1）貸倒引当金の当期減少額・その他欄の金額は、債権回収及び一般債権の貸倒実績率による洗替額である。

### 3. 業務費用の明細

(単位：百万円)

内 訳	前会計年度		当会計年度	
	自 2023年7月1日 至 2024年6月30日		自 2024年7月1日 至 2025年6月30日	
人件費				
報酬給与	51,949		54,808	
賞与	17,345		23,267	
賞与引当金繰入額	1,987		1,911	
退職給付費用	2,131		2,200	
法定福利費	8,576		9,218	
福利厚生費	644		671	
出向者負担金受入額	△3,273		△3,520	
その他人件費	1,536	80,898	1,722	90,279
施設関連費用				
施設賃借料	4,369		4,320	
減価償却費	308		458	
その他施設関連費用	437	5,114	1,358	6,136
研修関連費用				
研修費	938		952	
その他研修関連費用	331	1,270	323	1,276
情報システム関連及び通信費				
情報システム関連費用	7,210		7,607	
通信費	472		480	
減価償却費	550	8,234	536	8,623
その他業務費用				
業務委託費	9,548		10,595	
グローバル加盟料	4,462		4,733	
旅費交通費	3,737		3,805	
諸会費	1,312		1,365	
租税公課	1,086		1,183	
間接業務委託費	1,020		-	
職業賠償保険料	974		980	
貸倒引当金繰入額	29		0	
その他経費	2,552	24,725	2,440	25,104
合計		120,243		131,420

# 独立監査人の監査報告書

2024年8月21日

有限責任 あずさ監査法人  
理事長 山田 裕行 殿

## 三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員      公 認 会 計 士      齋 藤   浩 史  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      井 形   敦 昌  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の2023年7月1日から2024年6月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、有限責任あずさ監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、業務及び財産の状況に関する説明書類に含まれる情報のうち計算書類及び監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

有限責任 あずさ監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2025年8月20日

有限責任 あずさ監査法人  
理事長 山田 裕行 殿

## 三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員      公認会計士 山本 公太  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士 井形 敦昌  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の2024年7月1日から2025年6月30日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、有限責任 あずさ監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、業務及び財産の状況に関する説明書類に含まれる情報のうち計算書類及び監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

有限責任 あずさ監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上